

工事請負契約書 (案)

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|--|---|---|---|---|----|---|--------------|---|---|----|
| 1 | 工事名 | 岩手南部森林管理署遠野支署材木町造林倉庫外1解体工事 | | | | | | | | | | |
| 2 | 工事場所 | 岩手県遠野市材木町129-10ほか | | | | | | | | | | |
| 3 | 工期 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 | (契約締結日の翌日から) | | | |
| | | 令和 | 8 | 年 | 2 | 月 | 20 | 日 | まで | | | |
| 4 | 請負金額 | 金 | | | | | | | | 円 | | |
| | | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | | | | | | | | 金 | 円) |
| 5 | 契約保証金額 | 金 | | | | | | | | 円 | | |
| 6 | 調停人 | | | | | | | | | | | |
| 7 | 前払金 | 請負代金額の10分の4以内 | | | | | | | | | | |
| 8 | あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会 | 〔 〕 建設工事紛争審査会 | | | | | | | | | | |
| 9 | 選択条項 | 別冊約款中选择される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。 | | | | | | | | | | |

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
○	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- | | |
|----------------|------------|
| 10 建設発生土の搬出先等 | 該当なし |
| 11 解体工事に要する費用等 | 別紙2のとおり「注」 |

「注」工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

12 特約事項 別紙 3 のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同事業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同事業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岩手県遠野市東館町 7－3 9
 分任支出負担行為担当官
 氏名 岩手南部森林管理署遠野支署長 田村 喜信

受注者 住所

 氏名

工 程 ご と の 作 業 内 容	工程	作業内容	分別解体等の方法
及 び 解 体 方 法	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円 （税抜き）

- ・ 仮設費及び運搬費は含まない。

建築資材廃棄物の 種 類	施設の名称	所在地
木くず		盛岡市
コンクリート類		北上市
ガラス・陶磁器くず類		北上市
廃プラスチック類		北上市
廃石膏ボード		奥州市
その他がれき類		北上市
石綿含有建材（眼鏡石、円筒セメント管）		奥州市
焼却処理類（畳、紙、繊維くず類）		盛岡市
鉄くず類		矢巾町

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円 （税抜き）

(注) 運搬費を含む。

別紙 3

特 約 事 項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業業務請負契約約款第 20 条により対応する。